市町村	市町村又は都道府県
前条第一項	第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項
大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する法律施行令第七条第一項	法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まった場合又は同条第八項
並びに	並びに公職の候補者につき当該公職の候補者の届出に係る氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者について当該候補者届出政党の名称、当該候補者届出政党に係る者について当該政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等に係る者について当該政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者について当該政党等の名称及び略称、院名簿届出政党等の届出に係る者について当該政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については
賛成又は反対のそれぞれの投票数	同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）
特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）
選挙長	選挙長又は選挙分会長
大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する法律第八十条	法第八十条又は第八十一条第二項若しくは第三項（同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。）

選挙会場	選挙会場又は選挙分会場	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）	賛成又は反対のそれぞれの投票総数
市町村の選挙管理委員会	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	第八十六条第一項
特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間			
投票運動	選挙運動		第百二十九条第一項各号
一部の区域について大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する法第五十七条の規定による投票が行われる	当該再選挙	選挙の一部が無効となったことにより法第百九条又は第百十条の規定により再選挙が行われるべき	第百三十一条第一項
選挙人名簿	投票	再選挙	第百三十一条第二項
関係部分	関係部分又は在外選挙人名簿若しくはその中の関係部分	選挙人名簿又は第二十三条の十六において準用する第十九条第一項若しくは第二項の規定による移送若しくは引継ぎを受けた在外選挙人名簿	
投票	投票	再選挙	第百三十一条第三項
投票録、開票録、選挙録	選挙人名簿、在外選挙人名簿、投票録、開票録、選挙録、当選証書		第百四十五条